

## ～ 過誤申立（同月過誤）の依頼について ～

札幌市は、平成19年10月より、北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」と略する。）へ障害者自立支援給付費等の支払事務を委託しております。

すでに支払が確定した請求に誤りがあった場合は、過誤申立により請求取下げを行っていただいた上で、国保連へ再請求することになります。

過誤申立には、通常の過誤と同月過誤とがあり、同月過誤の依頼方法については、概ね次のような流れになります。

### 1 同月過誤の依頼について

同月過誤とは、過誤処理と再請求を同月内に行うことが可能となる処理方法です。したがって、事業所は差額分の調整のみを行うこととなります。

同月過誤の実施については、事業所に対し指導・監査等が行われた結果、大量の過誤処理が必要になった場合で、通常の過誤処理を行うと経営に著しく支障をきたす等の理由により、事業所からの依頼に基づき、市町村の判断で実施するものです。

※ 上記以外は通常の過誤申立依頼を行っていただきますのでご注意ください。

### 2 同月過誤での申立依頼を行う場合は、再請求を行う月の前月25日までに札幌市障がい福祉課へ障害者自立支援給付費過誤申立依頼書（同月過誤用）及び同月過誤対象者一覧表を提出してください。

- (1) 提出先は札幌市役所障がい福祉課となります。（区の保健福祉課ではありませんのでご注意ください。）
- (2) 提出は窓口直接持参いただくか、または郵送で行ってください。

### 3 札幌市では、依頼書の受付をした翌月上旬に、国保連へ当該過誤情報を提出します。国保連で内容チェックを行い、エラーがなければ過誤が確定します。

- (1) 過誤が確定したときは、依頼書提出の翌々月第1週に国保連より過誤決定通知書が提供されます。
- (2) 過誤決定後は、依頼書提出の翌月に行っている請求金額から、過誤対象額が相殺されて支給されることとなります。

### 4 その他の留意事項

- (1) 過誤申立は、サービス種類ごとではなく、請求明細書ごとに行うこととなります。同一事業所番号で複数のサービス提供をしている場合は、複数サービスが同時に過誤対象となりますのでご注意ください。

（裏面に続く）

- (2) 過誤処理と再請求を同月に処理することとなりますので、もし、再請求を行わない場合や再請求にエラーが生じた場合には、過誤処理による減額のみが発生し、多額の返還金が生じる場合がありますので、留意願います。
- (3) 過誤処理の結果、過誤対象額が当月請求額を上回り、マイナスになった場合には、当該月での過誤処理を取り消す場合がありますので、その際は、別途札幌市の指示に従ってくださいますようお願いいたします。

## ～ 同月過誤の具体的な処理の流れ ～

### 平成 19 年 9 月～平成 20 年 1 月サービス提供実績分の 請求誤りが判明し、3 月に再請求を行う場合の例

※ 毎月の請求を 100,000 円（利用者 10 名、1 名 10,000 円）で行っていたが、請求額が正しくは 90,000 円（1 名 9,000 円）だったことが判明した場合。

- 2 月 25 日迄 事業所は、過誤申立依頼書（同月過誤用）及び同月過誤対象者一覧表に必要事項を記入・押印し、札幌市障がい福祉課に提出する。【事業所→札幌市】
- ↓
- 3 月上旬 札幌市で依頼内容を確認し、その情報を国保連に提出。【札幌市→国保連】
- ↓
- 3 月 10 日迄 事業所は、2 月実績分（90,000 円）の請求と併せて、過誤対象月の本来請求額（1 月 90,000 円×5 ヶ月＝450,000 円）を再度請求する。
- ↓
- 3 月下旬 国保連点検で過誤申立内容にエラーがなければ、過誤が確定。【国保連】  
国保連点検、市町村審査でそれぞれエラーがなければ 3 月請求額が確定。【国保連、札幌市】
- ↓
- 4 月第 1 週 国保連から事業所と札幌市に、過誤決定通知書が提供される。（5 ヶ月分の過誤決定額▲500,000 円。）【国保連→事業所・札幌市】  
国保連から事業所と札幌市に、支払額決定通知書等が提供される。（3 月請求分 540,000 円）【国保連→事業所、札幌市】
- ↓
- 4 月 20 日頃 3 月請求分（2 月実績等及び再請求分）の支払額と、過誤決定額を相殺した金額が支払われる。（3 月請求分 540,000 円から過誤決定額▲500,000 円が差し引かれ支払われる。）【国保連→事業所】

※ このように同月過誤の手続きでは、同月に再請求と過誤処理を行い、過誤対象月の差額調整を行うものです。

※ 過誤申立依頼の対象となるのは、国保連点検等でエラーがなく、支払の確定した請求（明細単位）です。